令和４年６月１０日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

大阪府ホームページ掲載資料（診療・検査医療機関）に関して

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年５月２５日付の本会通知にて、大阪府が診療・検査医療機関の指定を促す旨の文書を、医療機関宛に直送することをお知らせいたしました。

現在、**大阪府ホームページにおいて、**当該検査機関の指定手続きや診療報酬、公費負担に関する情報が掲載されていますが、診療報酬に関する記載に修正があったことから、更新がなされましたので、情報提供いたします。

・大阪府ホームページ「【医療機関向けページ】診療・検査医療機関指定関係」掲載

○【医療機関向け】新型コロナウイルス検査実施に向けた説明資料
[PDFファイル／1.96MB]
12/14ページ
新型コロナウイルス感染症の疑い患者や確定患者に対する診療で算定可能な
診療報酬（主なもの）
臨時的取扱／二類感染症患者入院診療加算
「自宅・宿泊療養者」に対して、医師が「電話等で新型コロナウイルス感染症にかかる診療を行った場合」に算定可能
【修正前】250点（7/31まで）⇒ 【修正後】250点

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へご周知をお願い申し上げます。

●参考
・大阪府ホームページ「【医療機関向けページ】診療・検査医療機関指定関係」
https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kensa-sitei.html
※Google 等の検索エンジンで、「大阪府　診療・検査医療機関　医療機関向け」でもアプローチ可能です

●大阪府問合せ先
・大阪府相談窓口　TEL：０６−７１６６−９９８８
＜開設時間：午前９時～午後６時（土日祝も対応）＞

【担当】
大阪府医師会
診療・検査医療機関に関して
地域医療１課（TEL:06-6763-7012）
診療報酬に関して
保険医療課（TEL:06-6763-7001）